

奈良県警察報

三 次

規則

〈公表規則〉

○奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

規則

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年3月20日

奈良県公安委員会
委員長 畠中俊尚

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の（3）生駒警察署の表真弓駐在所の項を削る。

別表第2の2の（6）天理警察署の表二階堂西駐在所の項を削る。

別表第2の2の（8）宇陀警察署の表大宇陀幹部交番の部所所在地の項中「宇陀市大宇陀区拾生」を「宇陀市大宇陀区迫間」に改める。

別表第2の2の（11）高田警察署の表新庄交番の項の次に次のように加える。

當 麻 交 番 葛城市當麻

別表第2の2の（11）高田警察署の表長尾駐在所の項及び当麻駐在所の項を削る。
附則
この規則は、平成18年3月29日から施行する。

【定価】
一か月 二千三百円
一部売り 一枚につき三十円(共に、送料別)

発行 奈良県
奈良市登大路町三〇
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)
印刷 株式会社 春日
奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四二一三五一七一三二二〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。

